

国家版权局



- 名称： 国際知的財産保護フォーラム
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- 設立： 2002年4月16日
- 目的： IIPPF は、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- ホームページ： www.iipf.jp
- 事務局： 日本貿易振興機構(JETRO)
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先： JETRO 北京センター知的財産権部
TEL: 6528-2781
FAX: 6528-2782

2006年6月

国家著作権局 御中

国際知的財産保護フォーラム
座長 宗国 旨英

海賊版対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム（以下、IIPPF）は過去に三回（2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月）、貴局を訪問させて頂き、海賊版対策に関する建設的な対話をさせて頂きました。まず、このような対話を継続させて頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

貴国におかれては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」及び、「知的財産権保護行動要綱（2006-2007年）」を策定されるなど、知的財産を重視した貴国の姿勢を歓迎致します。

IIPPFでは、2005年の訪中ミッションから、「協調と支援」という方針を打ち出し、日中両国が相互に協力して海賊版問題を改善して行くという方向に歩みだしております。実際には、昨年度より日本と中国の関係部局との間で、いくつかの協力事業が進行及び実現しております。

IIPPFは、貴局に対し今までにいくつかの建議事項を提案して来ましたが、2005年3月の「著作権集体管理条例」の施行による著作権集中管理事業の法制化や、同年5月の「インターネット著作権行政保護弁法」の施行によるネットワーク配信事業者の責任範囲の明確化など、中国著作権保護制度の確立のための法的環境の整備に向けて貴局が尽力されていることに対し、改めて敬意を表するものであります。また、この度「情報ネットワーク伝播権保護規定」の制定が検討されているとのことであり、IIPPFは本規定に大いに期待をしております。

このように様々な著作権関連法制度の整備や運用改善が進められつつある中で、貴国においては、いよいよ法制の実行の問題、すなわち適正な権利処理を含む実効性ある権利執行（エンフォースメント）をご検討いただく段階が到来したものと推察いたします。

今回の建議書は、優先的に建議したい事項と、その他の建議事項（過去のIIPPFのミッションにて建議した事項を中心に取り纏めたもの）で構成しており、それぞれの本建議内容について私どもと貴局にて前向きに対応していきたいと考えております。

貴局が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いたことに御礼を申し上げますとともに、貴国の海賊版対策が功を奏することを切に願っております。

敬具

目次

第一 今回の優先的建議事項

第二 その他の建議事項

第一 今回の優先的建議事項

今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の課題である以下の4点を優先的要請事項とします。

優先的建議事項1 著作権管理団体による使用料の適切な徴収・分配

(1) 放送使用料規定の早期策定と実施

ラジオ、テレビを通じて著作物が放送された際の使用料徴収方法に関しては、未だ明確な法整備がなされておらず、結果、権利者が円滑に正当な使用料を得ることを困難にする状況が続いております。

放送に係る楽曲使用料規定（「広播組織法定付酬弁法」）の策定に関しては、前回ミッションにおいて貴局より、03年からワーキンググループを立ち上げて、国务院法制弁公室、国家広播電影電視総局、国家著作権局が取り組んでいるとのご紹介がなされていましたが、権利者の権利を保護し、創作意欲のいっそうの喚起を図るためにも、あらためて早期かつ適切な策定を要望しますと共に、今後のさらなる中日間の情報・経験の交流に向け、進捗上の問題点につきましても可能な範囲で開示いただけるよう要望します。

(2) 中国音楽著作権協会(MCSC)による利用実態に即した使用料分配の実施。

MCSCでは香港の著作権管理団体(CASH)との共同開発によって、2004年から新たな作品データベースが稼動しましたが、徴収した使用料を正確に権利者へ分配するためには、利用者からの利用曲目の報告が不可欠です。

この点につきましては、著作権集体管理条例においても、利用者の利用状況報告義務が明確に規定されているところであり（条例27条）、正に条例の規定をエンフォースメント（実行）に移すためにも、MCSCには利用者に対する利用曲目報告の義務付けを行うための体制の構築が必要となります。

つきましては、利用者からの適切な曲目報告を実施するに当たり、著作権集体管理条例を実効性あるものとするためにも、関連行政当局の積極的な支援を要望します。

優先的建議事項2 録音録画物の新たな検査監督体制の構築

海賊版対策に関しては、これまで著作権局、工商行政管理局、海関、公安等各行政機関による取り締まりに一定の効果が認められるところですが、さらなる海賊版の撲滅と抑止には、海賊版発生源である製造現場に対する監視の強化が有効です。そこで、集中管理団体による製品の検査監督体制の構築を望みます。

具体的には、MCSCが日本のJASRACと同様、使用許諾に際して許諾シールの貼付と監査の実施を利用者に義務付けることが必要です。また、MCSCが単独で実施することが職権上困難である場合には、関連行政当局とともに連携協力して製造現場を検査する

など、官民一体となって許諾と製造の関係を恒常的に検査監督する体制を作ることによって、OVER PRODUCT（超量複製）を含む海賊版の解消を図っていくことをご提案します。

優先的建議事項 3 MTV 著作権の管理における著作者の正当な報酬の確保

MTV 著作権の解釈については、2003 年 11 月 8 日付北京市第一中級人民法院の判決において、MTV は著作権法 15 条に定める「映画制作に類似する方法により創作された作品」に該当するとの裁判所の判断があり、「最高人民法院の MTV 著作権に関する民事紛争案件審理に係る法律適用の若干問題に関する解釈（意見募集稿）」においても同様の解釈が示されております。また著作者の報酬は著作権法上 MTV 制作者（レコード会社）と約定した限りにおいて認められるに過ぎないため、MTV 使用料の徴収に際しては、作品毎にレコード会社と著作者との契約が存在するかどうかの判断が絶えず求められることとなります。さらには、契約があっても、契約の内容は個々の契約によって異なることが想定されます。

現在、著作権集体管理条例の制定を受けて、MTV 著作権の管理を行う「中国音像集体管理協会」の発足準備が進んでいると聞きますが、上記解釈が定める要件下で運用を進めることになった場合、個々の契約内容の確認や著作者報酬分として徴収した使用料の分配方法などに個別の対応・管理が要求されることになり、同管理団体にとっても非常に煩瑣な作業を余儀なくされることとなります。

こうした状況は著作者保護の観点からは決して望ましいものではありません。MTV 著作権の使用料徴収を実施するに当たっては、著作者が著作権法に基づく正当な報酬を MTV 制作者（レコード会社）から得られるべく、委嘱料の支払いや MTV の複製、上映等によって生じる報酬の支払いに関して制作者との間で契約を締結するよう政府が適切な指導を行うなどの措置が求められるものと考えます。

尚、本来の権利者保護の観点から言えば、映画の著作物の利用においても、制作者と同様に、映画の著作物に翻案され、又は複製された音楽、小説その他の著作物の著作者についても、例えば日本法 16 条のように、映画の著作権と切り離し、別途権利行使し得るようにすることによって、著作者の正当な権利の保護に資することができるものであることを付記させていただきます。

優先的建議事項 4 インターネットを利用した著作権侵害品の違法アップロードに関する対策の推進

貴局においては、昨年実施したインターネット上の著作権侵害品対策キャンペーンを通じ、同方面における対策に成果を挙げておられるところですが、インターネットを通じた侵害行為への対応は、世界的にも大きな課題となっている問題でもあります。キャンペーン終了後においても引き続き同対策への注視と他行政機関との積極的な連携・対応を希望します。

また、現行のインターネット著作権保護弁法に基づき、権利者が ISP に警告を出す場合、身分証明・著作権権利証明・権利侵害状況証明等の提出を要求され、違法ファイル削除に要する時間は、1～2 ヶ月かかるのが現状です。インターネット上での侵害行為に

においては、短期間で広範囲に被害が及びます。ついては権利者による権利行使を迅速・円滑に進めることを可能にすべく、さらなる支援制度の構築を進められることを希望します。

なお、ISP への警告に際しては、日本においても類似の手続きが定められておりますが、信頼できる第3者としての一定要件を兼ね備えた団体（信頼性確認団体）が申請することで、煩雑な確認手続きを簡略化し、ISP への早期の対応を要求することを可能にする制度を設け、対応の迅速化に利便を図っております。

第二 その他の建議事項

以下の建議事項は、過去の国際知的財産保護フォーラムの訪中ミッションにおいて建議しました内容で、継続して建議させていただきたい内容です。

建議 1

技術的保護手段の保護及び回避装置の取り締まりを強化していただきたい。

現在、市販されているコンソールゲーム機器の殆どが著作権保護のため複製等を制限する技術的手段が施されており、これらの技術により、違法コピーまたは海賊版ゲームディスクは正規のゲーム機器で再生することが困難となっています。しかし最近では、例えば「Mod チップ」などのこのような技術的保護手段を回避する装置が大量に市場に出回っており、その装置をゲーム機器に装着すれば、違法コピーまたは海賊版ゲームの再生が可能となります。そして、中国市場で販売されているゲーム機器のほとんどには、これらの回避装置が装着され、違法コピーまたは海賊版ゲームディスクの蔓延を許す原因となっているとお聞きしています。

貴国著作権法第47条において、技術的措置を故意に回避・破壊する行為に対する規制があり、加え、「最高人民法院のコンピュータネットワーク上の著作権紛争事件の審理における法律の適用についての若干の問題に関する解釈」第7条及び「情報ネットワーク伝播権保護規定（意見募集稿）」第7条では、ネットワーク上において、主に当該行為のために用いる技術や装置・部品を提供等する行為も規制されておられます。

特に、ゲーム分野における海賊版に対しては、Mod チップ対策を進めることが最も効果的と考えております。つきましては、引き続き、情報ネットワーク分野に止まらず、当該装置等の流通・販売等の行為を行政・司法による処罰の対象として明記いただくよう、さらなる法整備を進められることを希望します。

建議 2

他の行政機関との連携及び事件の適切な移送をお願いしたい。

行政機関から実際に刑事事件として公検機関に移送されることが少ないと感じております。2004年12月22日施行の「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干の司法解釈」が、各地

方機関レベルで周知徹底されるとともに、侵害規模が上記司法解釈基準を満たしている場合には、各著作権行政部門による積極的な刑事告発がなされるべく、引き続きのご尽力をお願いします。

また、海賊版販売店においては、著作権のみならず、商標権等も侵害する CD、DVD ソフトが流通しています。このため、このような海賊版については、それぞれの各担当行政機関が協力連携し、商標権、著作権等ともに侵害しているケースについて、共同での摘発をいっそう進めていくことで、取り締まりのさらなる強化を進めていただくよう引き続き尽力願います。

建議 3

民事裁判における法定賠償額上限の適正化をお願いします。

著作権法第 48 条 2 項においては、「侵害額の立証が困難な場合は 50 万元以下の賠償」に限定されていることから、当該法定賠償額の上限撤廃を要望すると共に、それが不可能な場合には損害の回復に適正な額に修正いただくことを要望いたします。

以 上